

○京都府福祉のまちづくり条例（抜粋）

平成 7 年 3 月 14 日

京都府条例第 8 号

（階段）

第 28 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として法第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等（以下単に「高齢者、障害者等」という。）が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 踊場に手すりを設けること。
- (2) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）で知事が別に定めるものには、点状ブロック等（令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等をいう。以下同じ。）を敷設すること。
- (3) 主たる階段は、回り階段でないこと。

（平 16 条例 26・追加、平 18 条例 37・一部改正）

（便所）

第 29 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 令第 14 条第 1 項第 1 号の規定により設ける車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、85 センチメートル以上とすること。
- (2) 便房の出入口の戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあつては、外開き戸）とし、車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。

3 前項の車いす使用者用便房のうち 1 以上（便所に男子用及び女子用の区別があり、かつ、男女共用の車いす使用者用便房が設けられていない場合にあつては、それぞれ 1 以上）の内部は、その幅又は奥行きを 180 センチメートル以上とし、かつ、内のり面積を 3.6 平方メートル以上としなければならない。

4 令第 14 条第 2 項の規定により設ける床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のうち 1 以上に、手すりを設けなければならない。

5 第 1 項の便所で和式便器（腰掛便座が設けられていない便器をいう。以下同じ。）を設けた便房があるものを設ける場合には、そのうち 1 以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ 1 以上）に、手すりを設けなければならない。

6 第 1 項の便所で腰掛便座を設けた便房（車いす使用者用便房を除く。）があるものを設ける場合には、そのうち 1 以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ 1 以上）に、手すりを設けなければならない。

7 第1項の便所で洗面器又は手洗器があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けなければならない。

8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する便所に和式便器を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、足踏み部分に点状ブロック等を敷設しなければならない。男子用小便器及び洗面器又は手洗器についても、同様とする。

（平16条例26・追加、平18条例37・一部改正）

（浴室等）

第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、それらの床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 前項の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- (2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (3) 出入口は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、85センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（平16条例26・追加、平18条例37・一部改正）

（駐車場）

第31条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（全駐車台数が50台を超えるものに限る。）を設ける場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車場をいう。）以外の駐車場の駐車台数を上限として、当該各号に掲げる台数以上の台数の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

- (1) 全駐車台数が50台を超え200台以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た台数
- (2) 全駐車台数が200台を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た台数に2を加えた台数

（平16条例26・追加、平18条例37・一部改正）

（移動等円滑化経路）

第32条 移動等円滑化経路（令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口で直接地上へ通じるもののうち1以上は、建

建築物の主要な出入口とし、その幅は、90センチメートル以上とすること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口に戸を設ける場合には、回転形式としないこと。

(3) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等の幅は、130センチメートル以上とすること。

(4) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、階段に代わるものにあつては、130センチメートル以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

エ 始点及び終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(5) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（令第18条第2項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

ア かご内の左右両側に、手すりを設けること。

イ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

ウ かご内に、車いす使用者が戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

エ かご内の車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能、かごの位置を表示する機能及びかごの外部にいる者と通話することができる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する装置を設けること。

オ 乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能を有する制御装置を設けること。

カ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

キ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

ク かご内及び乗降ロビーに設けるエの装置及び制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置にこれらの装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ケ 乗降ロビーには、点字により表示する制御装置の前に、点状ブロック等を敷設すること。

コ 主として高齢者、障害者等が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものとする。

(ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。

(イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

(6) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、130センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては、130センチメートル以上とすること。

(イ) こう配は、15分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ) 手すりを設けること。

(オ) 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

(カ) 始点及び終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

2 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち1以上は、令第18条第2項各号及び前項各号に掲げるものでなければならない。

(1) 建築物(第25条各号に掲げる特定建築物を除く。以下この項において同じ。)に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(令第18条第1項第1号に規定する利用居室を除く。以下「特定利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該特定利用居室までの経路

(2) 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 特定利用居室から当該車いす使用者用便房までの経路

(3) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から特定利用居室までの経路

3 前項第1号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第7号に規定する基準によることが困難である場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

4 移動等円滑化経路又は第2項第1号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第6号に規定する基準によることが困難である場合における同項又は第2項の規定の適用については、令第18条第1項第1号及びこの条第2項第1号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあり、令第18条第1項第2号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

5 第2項各号に掲げる経路又はその一部が、移動等円滑化経路又はその一部となる場合における当該経路又はその一部については、前3項の規定は、適用しない。

(平16条例26・追加、平18条例37・一部改正)

(出入口までの経路)

第 33 条 道等から建築物の主要な出入口（所管行政庁（法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する所管行政庁をいう。以下同じ。）が敷地の状況等によりやむを得ないと認める場合にあっては、当該敷地内の当該建築物の案内設備）までの経路のうち 1 以上は、令第 21 条第 2 項各号に掲げるものでなければならない。この場合において、同項第 2 号ロ中「国土交通大臣が定める部分」とあるのは、「知事が別に定める部分」とする。

（平 16 条例 26・追加、平 18 条例 37・一部改正）

（共同住宅等に係る基準の特例）

第 34 条 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち 1 以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。

（1）共同住宅若しくは寄宿舎又はホテル若しくは旅館（以下「共同住宅等」という。）に住戸又は客室（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸又は客室がある共同住宅等にあつては、地上階にあるものに限る。以下「住戸等」という。）を設ける場合 道等から当該住戸等までの経路

（2）共同住宅等の建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 住戸等（当該建築物に住戸等が設けられていない場合にあっては、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路

（3）共同住宅等の建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から住戸等までの経路

2 特定経路は、次に掲げるものでなければならない。

（1）当該特定経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

（2）当該特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、80 センチメートル（共同住宅等の主要な出入口にあつては、90 センチメートル）以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（3）当該特定経路を構成する廊下等は、令第 11 条各号（共同住宅又は寄宿舎にあつては、同条第 1 号に限る。）及び令第 18 条第 2 項第 3 号に掲げるものとする。

（4）当該特定経路を構成する傾斜路は、次に掲げるものとする。

ア 令第 13 条各号（共同住宅又は寄宿舎にあつては、同条第 4 号を除く。）及び令第 18 条第 2 項第 4 号に掲げるものとする。

イ 手すりを設けること。

ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

エ 始点及び終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

（5）当該特定経路を構成するエレベーター（次号に規定するエレベーターその他の昇降機

を除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

ア 令第 18 条第 2 項第 5 号 (チを除く。)に掲げるものとする。この場合において、同号イの基準の適用については、「利用居室」とあるのは、「利用居室、住戸若しくは客室」とする。

イ [第 32 条第 1 項第 5 号](#) (コを除く。)に掲げるものとする。

(6) 当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第 18 条第 2 項第 6 号に掲げるものとする。

(7) 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第 16 条に掲げるものとするほか、次に掲げるものとする。

ア 令第 18 条第 2 項第 7 号ロ及びハに掲げるものとする。

イ [第 32 条第 1 項第 6 号](#)ア及びイの (ウ) から (カ) までに掲げるものとする。

ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては 130 センチメートル以上、段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。

(イ) こう配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。

3 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第 7 号の規定によることが困難である場合における前 2 項の規定の適用については、第 1 項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。

4 特定経路又はその一部が、移動等円滑化経路若しくはその一部又は[第 32 条第 2 項](#)の規定により令第 18 条第 2 項及びこの条例[第 32 条第 1 項](#)の規定によらなければならないこととされる経路若しくはその一部となる場合における当該特定経路又はその一部については、前 3 項の規定は、適用しない。

(平 16 条例 26・追加、平 18 条例 37・一部改正)